<論文(税法)>

課税手法の論理と最適課税

小 野 正 芳

要旨

日本の財政再建に向けた第一歩として2014年4月から消費税率が8%に、2015年10月から10%になることが決定している。消費増税においては消費税収の安定度、消費課税の国際的水準という点から、その正当性が主張されている。しかしながら、消費税収の所得税収に対する相対的安定度、消費課税の国際的水準という点を詳細に検討してみると、それらが消費税増税の正当な根拠とはなり得ないことが明らかとなる。

消費税収は所得税収よりも相対的に安定しているといわれているが、所得税収の大きな部分を占める給与収入に基づく税収に関していえば、消費税収よりもよほど安定している。結果的に所得税収が消費税収よりも不安定になっているのは、給与収入を給与所得に変換する際の手続き(各種控除)の影響であり、それは政府によってコントロール可能な要因である。また、消費課税の国際的水準について、税率という面でみれば確かに日本の消費課税の水準は低いといえるが、税額という面でみれば日本の消費課税の水準はそれほど低くない。むしろ、国際的水準でみれば所得課税の水準が低いのである。すなわち、日本においては消費税を増税すべきではなく、所得税を増税すべきである。

本稿は、納税主体の大部分を占める個人を対象として、その経済的価値の流れという視点から課税関係を整理し、上記のような結論に至っている。

キーワード

消費課税、所得課税、安定度、国際的水準、応能税、応益税、税率、税額

1. はじめに

人々が共同体を共同で運営する場合、その運営にかかるコストを共同で負担 しなければならない。国家および地方自治体を人々が共同で運営する共同体と 捉えるならば、国家および地方自治体を運営するためのコストを国家および地 方自治体に属している者すべてが負担しなければならず、それが税である。

現在行われている個々の課税は、税目ごとに定められた法令に基づいて行われている。それらの法令は、日本国憲法において求められる平等原則に反しないように、つまり、一部の国民にとって不公平とならないように定められているはずである。また、課税は国家および地方自治体を運営するためのコストを徴収する手段なのであるから、複数の手段(経路)から税収がもたらされるべく理論が組み立てられているはずである。実際、課税の根拠については様々な考え方があり、個々の法令においてはそれら法令の組み合わせによって課税がなされている。

本稿は、複雑であると言われる課税の状況(根拠)を、経済的価値の流れの 観点から整理しようと試みるものである。そして、その観点から課税状況を整 理した結果読み取れることに基づき、消費税増税に対する意見を主張しようと するものである。

2. 課税手法の分類

(1) 応能税と応益税

国家および地方自治体の運営コストの負担を広く国民に負わせる場合に、どのように公平性を保つのかという観点から、応能税と応益税という考え方がある。

応能税とは、人の経済的負担能力(担税力)に応じて課す租税のことである。 すべての者が一定額の租税を負担することが公平であるとも考えられるが、収 入が著しく異なる二者が存在する場合、収入の多い者における一定額と、収 入の少ない者における一定額は、各個人がおかれている経済的立場に対して異

なるインパクトをもつであろう。例えば、100万円の収入がある者にとっての5万円の租税負担と、20万円の収入がある者にとっての5万円の租税負担の意味は明らかに異なると考えられる。つまり、収入が異なればその経済的負担能力は異なり、一定額の租税負担を求めることこそがむしろ不公平であると考えるわけである。

そこで、応益税の考え方に基づけば、累進課税によって収入が多くなればなるほど収入に対する租税負担割合が高まるように設計されることとなる¹。こうした課税方法は、日本国憲法でも求められている平等原則を税法において具現化したものである租税公平主義の原則に結びついている。応能税は人(の経済的能力)に着目して課税する考え方であることから人税と表現されることもあり、一般的には国税を課税する場合の基本的な考え方であるとされる。

応益税とは、人の租税負担能力(担税力)には関係なく、その者が行政から受ける様々な有形無形のサービスの恩恵の度合いに応じて負担させる租税である。例えば、地方自治体が提供する生活に密着したサービスは、人の経済的能力によって区別されることなく提供される。そこでは受けたサービスに応じた租税負担となることが望ましい。そこで、例えば、一部の税目に設定されている均等割のように一定額の租税負担となるように設計されることとなる。

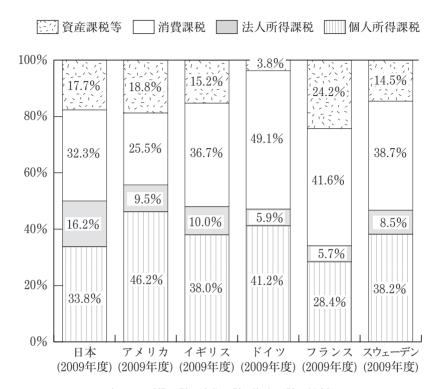
以上のように、税目に応じて、応能税と応益税という考え方を組み合わせる ことにより、多くの組み合わせの中から国民にとって最も公平性が高くなるような課税体系を実現しようとしているのである。

(2) 所得・消費・資産への課税

次に課税のタイミングという視点から見ると、所得、消費、資産への課税に 分類することができる。現在の日本では、所得、消費、資産への課税は(図1) のような割合となっている。

そもそも、国家および地方自治体のコスト負担者に何らかの経済的基盤がなければ、課税することは不可能である。その経済的基盤が所得、消費、資産で

千葉経済論叢 第48号



(図1 所得課税、消費課税、資産課税の割合)

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/016.htmより)

あると考えられる。そして、所得、消費、資産はそれぞれ独立のものではなく、 経済的価値 2 が人を通過するタイミングによって、その呼称が変わるものであると解釈できるのである。

人は、独立した存在として存在し続けるために自ら経済的基盤を確立しなければならず、そのために何らかの経済的価値を有するものを得なければならない³。労働であろうが、相続(贈与)であろうが、所得を得るということは、その人に経済的価値が流入することを意味するのであり、国家および地方自治体のコストを負担する有力な候補者となりうる。そこで、人に経済的価値が流入するタイミングを捉えて課税すること、すなわち所得に対する課税が行われ

ることになる。

所得に対する課税として、給与、事業、資産の譲渡などによって得た所得に対する課税である所得税、相続や贈与によって得た所得に対する課税である相続税、贈与税を挙げることができる。所得税が想定している経済的価値は、主として(ほとんど)通貨であると考えられる。一方、相続税や贈与税が想定している経済的価値は様々な形態をとると考えられる。通貨が含まれることはもちろん、土地・建物といった不動産もあれば、事業を証券化した証券である場合もあるであろう。これらに対する相続税の課税根拠として「被相続人の生涯所得の清算」といった説明がなされることも多いが、相続税を負担する主体は相続人であることから、相続人への相続財産の流入に対して課税されると解釈する方が自然であると考えられよう。つまり、人への経済的価値の流入という点でいえば、所得税が想定する所得も、相続税・贈与税が想定する所得も同様であり、その発生の原因が異なるため、独立した税目になっているにすぎないと解釈できるのである。

人は所得を得て、その所得に応じた税を支払い、残った経済的価値を自らの 生活のために利用する。残った経済的価値を、自らの生活のために必要な財や サービスに交換する。この財やサービスが短期間のうちになくなる場合を消費 と呼ぶことができる。

食料・日用品などの財、水道光熱などのサービスといった、生きていく上での最低限の消費から、娯楽などの生活の質を高めるための(生死には直接影響を与えないと考えられる)消費まで、人は様々な消費活動を行う。当然のことながら、人が消費活動を行うためには、何らかの経済的価値を有していることが前提となる。経済的価値を有しているのであれば、そこで課税を行う余地が生まれるわけである。

日本の税目においては、この消費に関する税が最も多い。消費そのものを課税対象とする消費税が代表例であるが、特定の財・サービスを消費したときに課税される税が実に多様である。酒類の消費者が負担する酒税⁴、ガソリンな

どの消費者が負担する揮発油税、航空機の搭乗者が負担する航空機燃料税など、 実に多様である⁵。

消費に関するすべての税に共通する点は、課税(徴収)形態が多様であったとしても、結局のところ、その税を負担するのは消費者であるという点である。また、直接的あるいは間接的に、原則として、すべての消費に消費税が課税され⁶、特定の消費については、さらに消費者が特定の消費に関する税を追加で負担することとなる。

人は所得課税および消費・消費課税後に残った経済的価値を、通貨や有価証券といった金融資産および建物や車両といった動産・不動産の形で保有する。金融資産は今後の消費に投入されるのを待っている状態であり、将来における消費に投入された時点で消費課税を受けることになるので、金融資産そのものに課税することは望ましくない⁷。

一方、動産・不動産の形で保有される経済的価値は、その価値が維持されるのではなく、長期間にわたって少しずつ消費されている。例えば住宅は数十年にわたって少しずつ消費されていると解釈できる⁸。そこで、そのような資産を長期消費資産と呼ぶことにしよう。長期消費資産については、それが消費されるたびに消費課税がなされるべきである。その場合の消費課税は、上述した消費課税と同様に消費税の課税と、特定消費に対する課税の両者が考えられる⁹。

ただし、課税対象となるある一期間において長期消費資産がどれくらい消費されたのかを計算、申告、納税することは多くの国民にとって難しいであろうし、当局もそれを把握することは難しい。そこで、長期消費資産に対する消費税の課税については、金融資産が長期消費資産に転換された時点で、当該長期消費資産の消費総額(取得価格)に対応する消費課税が行われ、特定消費に対する課税の代表である固定資産税や自動車税については、課税当局が定める課税標準に基づく課税が行われていると解釈することができよう。

以上のように、一般には資産課税といわれている課税は、資産を消費すること に対する課税であると解釈できるのである。したがって課税のタイミングという

視点からは、課税全体を所得課税と消費課税に分類することができるのである。

(3) 組み合わせ

前項までで、課税の公平性に関する考え方として応能税・応益税という考え 方があること、課税のタイミングに関して所得・消費・資産に対する課税があ るということを述べた。ただし、資産に対する課税は資産の消費に対する課税 であると解釈することができるため、課税タイミングの観点からは所得・消費 に対する課税ということになる。そして、これらは、おおむね次のように組み 合わせられている。

所得課税は累進税率が適用されることから、応能税としての考え方が適用されていると言えよう。(1) 項でも述べたように、得た収入が労働等から得られたものであれ、100万円の収入がある者における5万円の課税と、20万円の収入がある者における5万円の課税は、各人の経済状況に対して異なるインパクトを与える。そこで、収入が増加するごとに、収入が増加した部分のみに対して、より高い税率を適用する累進税率が公平な課税となり得よう。

一方、消費課税は財・サービスの消費に対する課税であり、主として一定率の税率が適用されることから、応益税としての考え方が適用されていると言えよう。消費によって受けた財・サービスの価値が課税対象なのであり、個々の消費者の経済的状況は関係ない。また、消費課税は人が消費するときに課税されるのであり、消費の時点で個々の消費者の経済的状況を調べることは不可能である。したがって、応益税とならざるを得ないのである。

3. 経済的価値の流れと課税

(1) 所得の獲得と所得課税

以上でみてきたように、現行の日本の税制においては、応能税という考え方 をベースに所得に対する課税がなされ、応益税という考え方をベースに消費に

対する課税がなされている。この状況を経済的価値の流れという視点から図示すると以下の通り表現できよう。

議論の単純化のため、期首に所得を得て、それがすべて金融資産の状態で保 有されていると仮定して整理を始めよう(図2)。

貸借対照表 負債 金融資産 純資産

(図2 所得獲得時の状況)

ここでは貸借対照表を分析道具として利用する。貸借対照表は資金の源泉と その現在の存在形態を同時に表すことができる。負債と純資産(所得の累計) によって流入した経済的価値が金融資産として存在しているのであり、(図2) では左右に分けて示した。左側は、所得獲得時点で金融資産として存在する経 済的価値を表し、右側は負債や純資産(所得)がその経済的価値の源泉である ことを意味している。

所得は、それを得た人にのみ帰属するものであり、他人への支払義務を負うものではない。会計学においては自己資本とも表現され、返済義務のない資金調達源泉であると説明される。そこで、支払義務のない経済的価値の流入を、ここでも純資産と呼ぶことにしよう。純資産は返済義務のない資金であり、その後の消費や資産の購入のために自由に使える資金源泉である。この純資産は所得によって増加する。所得を得た人にのみ帰属し、所得を得た人が自由に処分できる経済的価値なのであるから、課税の対象となりうるのである。

純資産は、消費や課税がない限り累積していくこととなる。消費や課税が行われれば後に述べる金融資産の流出という形で、返済義務のない資金源泉が減

少することとなる。つまり、所得という一定期間のフローは、その消費されなかった分だけ少しずつ蓄積されてストックとなるのである。一般にはフローと位置づけられるであろう所得をストックたる純資産として表現している理由は以上の通りである。つまり、所得課税とは、純資産の増加に対する課税なのである¹⁰。

一方、負債の増加という形で経済的価値が流入することもあり得る。しかし、この負債相当額の経済的価値は本人に帰属するものではなく、流入した経済的価値の一定期間における利用権を表すに過ぎない。将来的には負債相当額の経済的価値が流出するのであり、負債として一時的に流入した経済的価値に課税するのは適切ではない。もし負債に対して課税するのであれば、負債の返済がなされるときに還付しなければ、理論的に曖昧な課税になってしまうであろう。以上のように、貸借対照表においては流入した経済的価値の源泉を分けて示

すことができるのである。課税できる経済的価値を明らかにすべき税制におい

ては、この区分は重要であろう。

そして、人が所得を得ると、当初、通貨などの金融資産の形の具体的存在形態をとることとなる。貸借対照表の左側は、所得(負債)によって流入した経済的価値がどのような具体的形態をとっているかを表している。一般に、給与などの所得を得た者は具体的存在形態として通貨¹¹を獲得する。すなわち、(図2)は返済義務を負う負債と労働等による給与という所得によって、通貨という金融資産が存在するに至ったことを意味するのである。

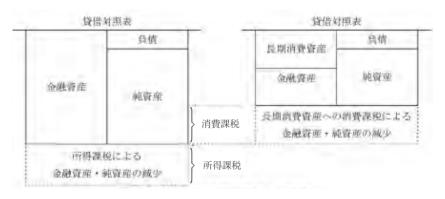
そして、先に述べたように、所得に対して課税が行われる。所得に対して課税されると、税の支払いのために金融資産が流出する。金融資産が流出すれば、返済不要の資金源泉たる純資産も小さくなる。資金を返済ではなく、税の支払いに充てたわけである。このときの状況の変化を示したのが(図3)である¹²。



(図3 所得課税時の経済的状況の変化)

(2) 消費と消費課税

次に、期首に、所有する金融資産の一部が不動産等の資産に交換されたとしよう。その場合の状況の変化を(図4)のように表すことができる。



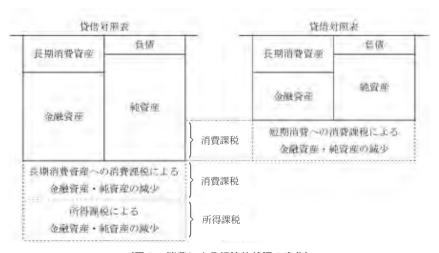
(図4 長期消費資産取得時の経済的状況の変化)

金融資産は将来における消費に投入されるために待機している資産であるので、金融資産には課税されるべきではなく、金融資産が他の資産と交換されたときあるいは消費が生じたときに消費課税がなされるべきである。つまり、金融資産は課税対象とされるべきはない。

一方、長期消費資産は取得されてから少しずつ消費される資産であり、消費 課税の対象となるべきである。ただし、前節でも述べたように、長期消費資産

の一定期間の消費額を求めることは難しいので、一般消費税については当該長期消費資産の取得時に、特定消費に関する消費課税については課税当局が求めるタイミングによる課税が行われているにすぎない。理論的には長期にわたる消費に対して、異なるタイミングで課税しているに過ぎず、分析上は、資産取得に課税されたとして考えても差し支えないであろう。そこで、(図4) は長期消費資産の取得時にすべての消費課税がなされたという前提で、課税による経済的状況の変化を表現している。

長期消費資産の取得とは、金融資産と長期消費資産の交換である。したがって、金融資産が減少すると同時に、長期消費資産が増加する。さらに、取得時点で消費課税がなされるのであるから、課税分だけ金融資産が減少する。さらに、人々は財・サービスの消費(短期のうち財・サービスを消費してしまう行為)を行う。そのような消費においても、長期消費資産の取得と同様に金融資産が財・サービスに交換されるのであるが、短期のうちに当該財・サービスは消費されてしまう。つまり、貸借対照表においては、消費の分だけ金融資産と純資産が減少するという形でしか示すことができない。これを示したのが(図5)である。



(図5 消費による経済的状況の変化)

長期にわたる消費であれ、短期のうちになされる消費であれ、その本質は、 複数の源泉から流入した経済的価値の変化である。一般的には金融資産の形で 当初存在する経済的価値を財・サービスという形に変化させるときに、その変 化量に応じてなされる課税なのである。

現在行われている課税は所得と消費に対する課税であり、経済的価値の流れ という視点から、貸借対照表という道具を使って分析すると、以上のように、 貸借対照表の右側(貸方)の増加に対する課税と、左側(借方)の変化に対す る課税に分け、整理することができるのである。

4. 消費課税と所得課税の有効性

前節まで、経済的価値の流れに基づいて課税状況を整理した。

現行税制の下では、人への経済的価値の流入の段階で応能税の考え方に基づく課税(主として累進課税)が行われ、人による経済的価値の消費の段階で応益税の考え方に基づく課税(主として一定税率の課税)が行われていることが明らかになった。

これまで何度も述べてきたように、財・サービスの提供主体¹³に対する消費・資産課税が最終的に個人たる消費者への財・サービス提供価格に反映される、すなわち個々の消費者が財・サービス消費時に間接的に消費課税されていることを前提としよう。そう考えると、日本における消費課税および資産課税が全体の50%、所得課税が33.8%であることから(図1参照)、日本においては、個人に対する課税は所得課税よりも消費課税が大きい¹⁴ことが明らかである。

そして、2014年4月より消費税が8%に、2015年10月より消費税が10%にアップすることが決定している。消費税の増税がなされれば、消費課税と所得課税のバランスはさらに崩れ、消費課税の割合が大きくなることとなる。

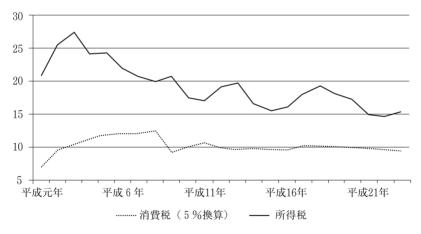
現在の日本の財政および社会保障の状況は、早急にその改善が求められていると言えよう。少なくとも、1,000兆円近い借金がある状態で、毎年数十兆円の赤字を続けることから抜け出さなければならない。また、収入よりも支出が

多い社会保障に対する税の投入についても何らかの改善がなされなければならない。そのためには、収入を増やすと同時に支出を抑制する必要があり、消費税増税は国家および地方自治体の収入増加を実現させる手段となりうる。そして、消費税を増税する理由として、消費税が安定した収入源であり、国際的に低い水準であることが挙げられている。

しかしながら、公表されているデータを少し検討するだけでもこれらの理由 が正当ではないことが分かる。以下ではその正当性を確認してみよう。

(1) 消費税の安定度

まず、消費税が安定した財源であることについて、実際の消費税の状況を見てみよう。一方で、所得税は大きなぶれがあり、安定しない財源であるといわれている。(図 6) は、消費税の課税が始まった平成元年からの消費税収および所得税収の推移である。



(図6 消費税収および所得税収の推移(単位:兆円))

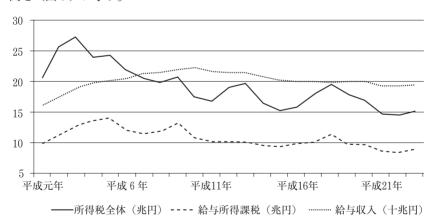
平成元年は3%の消費税の導入直後であり、様々な理由があり、消費税収は 平成2年以降よりも少なくなっている。そのため、平成元年を除外して考えて みよう。また、平成9年から税率が5%となっているため、平成2年~平成8

年の消費税収を5%換算した数字で考えてみよう。すると、平成2年~平成23年 の消費税収および所得税収の平均・標準偏差・変動係数は(図7)の通りである。

	平均值	標準偏差	変動係数
消費税収	10兆1,830億円	9,718億円	9.54%
所得税収	19兆2,209億円	3兆6,495億円	18.99%

(図7 消費税収および所得税収の統計値)

(図 6) および (図 7) をみると、確かに、消費税収は所得税収に比べて安定した収入源であると言えるかもしれない。統計的には消費税収は所得税収に比べて 2 倍安定しているということができるかもしれない。しかし、所得税収の中身をもう少し詳しくみてみると、少し異なる見方ができる。所得税収の中でも給与所得に対する課税状況を見てみよう。(図 8) は所得税収、給与所得に対する所得税額、給与総額の推移であり、その統計値および所得税額との相関を(図 9) に示す。



(図8 所得税収、給与総額および給与所得に対する所得税の推移)

(図8)からいえることは、所得税全体¹⁵および給与所得課税は不安定な財源であるけれども、給与所得課税のもとになる消費者個々人の給与収入はかなり安定しているということである。しかも、所得税収と給与所得課税の相関を

課税手法の論理と最適課税 小野

	平 均 値	標準偏差	変動係数	所得税収との相関
所 得 税 収	19兆2,209億円	3兆6,495億円	18.99%	
給与所得課税	10兆8,165億円	1兆5,885億円	14.69%	0.8474
給 与 総 額	204兆4,318億円	11兆2,950億円	5.53%	0.1272

(図9 所得税収等に関する統計値)

みてみると0.8474と非常に相関が高いのに対して、所得税収と給与総額の相関は0.1272とほぼ相関がない。つまり、給与所得課税が所得税全体の約56%と大きな割合を占め、給与所得などの複数の所得の合計が所得税収になることを考えると、給与所得課税が所得税収に大きな影響を与えているといえよう。

所得税収が給与所得課税と大きな相関を持っている一方で、所得税収と給与収入の相関はない。しかも、給与収入は非常に安定した推移を示している。つまり、所得税収が不安定な理由は国民全体の給与収入が不安定であることではない。給与収入から給与所得に変換する過程(各種控除)に、所得税収を不安定にする要素が組み込まれているのである。したがって、安易に消費税収と所得税収を比較して、消費税収が安定した財源であるというのは適切ではない。そこで、給与収入と給与所得課税の相関が高まるように課税設計すれば、所得税が消費税以上に安定した財源になり得よう。

(2) 消費税の国際的水準

もう1つの理由である消費税の国際的水準はどうであろうか。(図10)に日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの消費税率を示す。

(図10)より日本の基本消費税率は欧米諸国に比べて低いことがわかる。しかしながら、欧米諸国においては軽減税率が設定されているため、支出全体に対する消費税負担は基本消費税率の違いほど大きくないはずである。例えば、総務省の家計調査によると平成24年における日本の家計消費支出は247,651円であり、その内訳は(図11)のとおりとなっている。

千葉経済論叢 第48号

国 名	1	基本税率	軽減税率(%)と対象品目	
日	本	5 %	非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、 医療、教育、福祉等
アメリ	カ	州・市単位で小売売上税が課税される。 例)ニューヨークの小売売上税 州税 4 %+ 市税4.875%		
		20 %	非課税	土地建物の譲渡・賃貸、金融、保険、医療、教育、 郵便、福祉等
イギリ	・リス		0 %	食料品、水道、新聞、雑誌、書籍、国内輸送、 医薬品、居住用建物、子供用衣類、障害者用 機器等
			5 %	光熱費•家庭用燃料等
ドイ、	ツ 19	10.0/	非課税	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、 教育、郵便等
		19 %	7 %	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、 宿泊施設の利用等
		19.6 %	非課税	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、 教育、郵便等
コニン	ランス		2.1 %	新聞、雑誌、医薬品等
			5.5 %	食料品等
			7 %	書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、 外食サービス等

(図10 消費税率)

(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/108.htmより)

食	料		58,500円
住	居	費	18,962円
光	熱	費	19,428円
家	事 用		8,562円
被	服	費	9,798円

保健医療	10,955円
交通•通信	33,820円
教 育	8,163円
教養娯楽	25,517円
その他	53,946円

(図11 日本の家計消費支出)

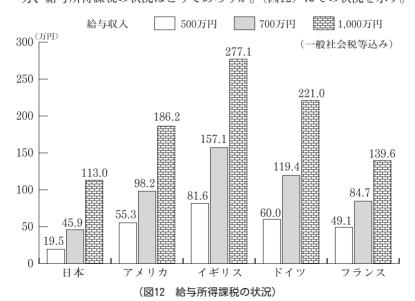
欧米諸国においてもこの割合が保たれているとは限らないが、それほど大幅に異なるということも考えにくい。家計消費支出の状況が日本および欧米諸

国においてそれほど異ならないという前提で考えると、ヨーロッパ諸国においては、すくなくとも消費支出の半分程度は軽減税率の対象となっている。食料品、光熱費、交通、教養娯楽の一部は軽減税率の対象であり、その合計額は約120,000円である。また、住居費、保健医療、教育はいずれの国においても非課税あるいは税率0%であるので、家計消費支出のうち消費税の課税対象は約200,000円である。とすると、軽減税率の対象は家計消費支出の約6割となる。したがって、ヨーロッパ諸国の基本消費税率が日本の4倍だからといって、日本の消費税負担が小さいとは言い難い。先ほどの例を用いて単純に計算すると、

日本の消費税負担額=課税対象家計消費支出200,000円×5%=10,000円 イギリスの消費税負担額=基本税率適用対象の家計消費支出80,000円×20% +軽減税率適用対象の家計消費支出19.428円(光熱費)×

3/4 (水道以外) × 5%=約16.800円

となり、イギリスの消費税負担額は基本税率の差ほど大きいものではない。 一方、給与所得課税の状況はどうであろうか。(図12) にその状況を示す。



 $(http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/hatten/page13.html \pounds 9)$

(図12) より明らかなように、日欧米の所得課税の状況は全く異なる。日本 の所得課税はどの年収層においても欧米諸国に比べてかなり低いことが明らか である。

一般国民の目に触れる新聞報道などでも消費税率の国際比較が行われているが、詳細に検討すると、日本の消費税負担は基本税率の違いほど異ならない。仮に日本の消費税が10%になると、税率はまだ欧米諸国より低くても、消費税負担は欧米諸国より大きくなる。消費税負担は低所得者ほど大きくなる逆進性が問題とされることはあるが、一律の給付などによって解決する方向性が打ち出され、国全体での消費税負担額に関する議論を見かけることはあまりない。

一方、新聞報道などでは消費税増税と所得税増税が比較されることはほとんどないが、所得税の負担は日本がかなり小さい。割合で見ると、欧米諸国に対する日本の消費税負担の小ささよりも、所得税負担の方が小さいのである。そして、日本においては所得課税を現在の2倍程度にしても欧米諸国と同等あるいはそれ以下に収まる。とすれば、国際的水準を理由として増税すべきは所得税であるということになる。そもそも消費税増税の目的は、財政健全化のための税収増加であり、税率アップではない。とすれば、税率に焦点を当てた議論ばかりしていては意味がなく、税額に目を向けなければならないはずである。そうであれば、消費税よりも負担額がかなり小さい所得税の増税に注目すべきではないだろうか。

5. 課税の最適化への提言

以上のように、消費税の安定度・国際的水準といった、一般国民の目にも触れる新聞報道などで主張されている消費税増税の根拠にそれほど正当性があるとはいえない。

所得課税の不安定性はその源泉となる給与収入の不安定さに起因するものではなく、給与収入を給与所得に変換する手続きに不安定さの要因がある。したがって、給与収入と相関が高くなるような課税設計をすることによって安定し

た税収をもたらす税目にしていくことが可能である。しかも、国際的にみて、 給与所得課税の水準は消費課税の水準よりかなり低く、増税の余地は消費税よ りも大きなはずである。

第2節・第3節で見たように、個人における経済的価値の流れという視点から見ると、所得課税は応能税、消費課税は応益税の性格を持っているはずであり、消費課税は財・サービスの消費から受ける恩恵に対して課税される応益税の性質を持つはずである。とすれば、消費課税に関して所得を考慮した体系とする必要があるのであろうか。

消費税増税の際に逆進性の問題を出すのは論理的に適切ではない。なぜなら、消費課税がすでに応能税の考え方によって所得課税がなされた後の消費段階で生じるものであるからである。逆進性の問題を解決するためには、応能税の性格を持つ所得税を調整することが論理的にも税体系的にも適切な措置であると考えられる。所得課税によってより所得が一定以上の人により多くの税負担をさせ¹⁶(と同時に所得の低い人の税負担を引き下げることで)、実質的な所得に対する消費課税の割合を引き下げることが、論理的には適切な措置であると考えられるのである。

以上のような論理に基づき、本稿は消費増税ではなく所得増税をすべきと主 張するものである。

注)

- 1 累進構造をもつ課税によって、収入の多い者から収入の少ない者への所得移転がな されることも、応能税の機能であると言える。
- 2 通貨の場合もあろうし、不動産などの通貨以外の資産の場合もあろう。通貨以外の 資産であったとしても、それを売却して通貨と交換することもできよう。また、その 資産を必要とするのであれば、支払うはずであった通貨を節約することができよう。 このように捉えることによって、通貨以外の資産が人に流入したとしても、通貨と同 様に考えることができる。

- 3 したがって、本稿では、子どもなど、自ら経済的価値を得る必要がない人を除いて 考える。
- 4 酒税の納税義務者は酒類の出荷者であるが、酒税相当額は販売価格に転嫁されているはずであるから、最終的な酒税の負担者は消費者であると解釈可能である。
- 5 詳しくは財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/001.htm) などを参照のこと。
- 6 例えば、教育サービスを消費した場合には、消費者が消費税という名目での支払いを行うことはない。しかし、消費者が教育サービスを受けるにあたって全く消費税を負担していないかといえば、そうではない。教育機関は外部から様々な財・サービスを調達・利用することで教育サービスを提供しており、その外部からの財・サービスの調達においては消費税という名目の支払いを行っている。当然ながら、教育機関は慈善事業ではないので、教育サービスの受益者に対して教育サービスのコストを賄えるだけの対価(授業料など)を要求するであろう。とすれば、その対価の中に教育機関が支払った消費税が含められているはずであり、消費税が非課税とされるのは教育機関が上乗せした付加価値に対する部分に過ぎない。
- 7 金融資産に課税するということは、保有する現金・預金に課税されるということで ある。消費課税との整合性がとれなくなるのは明らかであろう。
- 8 中古価格が新築価格よりも低いのは、経過年数分だけ経済的価値が消費されたから であろう。
- 9 ただし、土地についてはその価値を消費することはない。したがって、一般消費税 の課税はあり得ない。
- 10 もちろん、純資産の増加額が課税標準となっているわけではなく、課税の対象が純 資産の増加なのであり、その課税対象に対して政策的な各種の調整を行った額を課税 標準とすることになる。
- 11 本項では金融資産とよんでいる。
- 12 図は模式的に表しているだけであり、課税額の大きさに意味があるわけではない。 以下すべての図で同様である。
- 13 ここでいう主体には、営利企業だけではなく、個人へ財・サービスを提供している 主体(非営利組織や学校など)をすべて含む。
- 14 先にも述べたとおり、資産課税は資産の消費に対する課税であると考える。
- 15 所得税は給与所得、事業所得、不動産所得など所得源泉ごとに各所得を計算し、合 算した所得に対して税率が乗じられる(総合課税)。

16 前節の議論に基づくと給与収入500万円という日本人の平均以上の収入を得ている 層の負担を大幅に上げるべきであろう。

〈参考文献〉

石 弘光 [2009] 『消費税の政治経済学』 日本経済新聞社。

上村敏之 [2008] 「世代間の公的な負担率、限界税率、純税率の計測 – 消費課税と所得課税の役割分担 – 」 『会計監査研究』第37号。

齋藤真哉 「2012」「政府会計から観た課税問題 | 『税経通信』第67巻第12号。

林 宏昭 [2009] 「所得税改革の方向性」 『大阪大学経済学』 第59巻第3号。

矢野秀利「2012」「税制のグランドデザイン」『社会学部紀要』第43巻第2号。

矢野秀利 [2013]「所得税と消費税をどう配置するか-これからの財源のあり方」『税務通信』第68巻第1号。

(おの まさよし 本学准教授)